舟橋村告示第30号

舟橋村シニアカー等購入費補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年9月15日

舟橋村長　渡辺　光

舟橋村シニアカー等購入費補助金交付要綱

（令和8年9月15日告示第30号）

（趣旨）

第1条　この要綱は、舟橋村補助金等交付規則（平成15年規則第10号）の規定に基づき、高齢者に対しハンドル形電動車いす又は特定小型原動機付自転車（以下「シニアカー等」という。）の購入に要する費用の一部を補助することにより、高齢者の外出支援、移動手段の確保及び交通事故防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　シニアカー

次のいずれにも該当する新品の車両をいう。

ア　道路交通法（昭和35年法律第105条。以下「法」という。）第2条第1項第11号の4に規定する身体障害者用の車であり、かつ道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第1条の5に規定する基準を満たすものであること。

イ　国家公安委員会の型式認定を受けていること。

ウ　日本産業規格（JIS）T9208に該当していること。

(2)　特定小型原動機付自転車

法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車のうち、施行規則第1条の2の2各号に規定する基準を満たす、新品の車両をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、シニアカー等を購入した日において舟橋村に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　申請時に満65歳以上の者

(2)　村税及びこれに準ずる納付金に滞納がない者

(3)　法その他法令に基づき、シニアカー等を適法に運転することができる者

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、シニアカー等の本体購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成の対象としない。

⑴　付属品（ヘルメット、バッグ、カバー等）の購入費

⑵　保険料

⑶　登録諸経費

⑷　配送料

⑸　その他本体購入費以外の経費

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2　補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

（交付の制限）

第６条　補助金の交付は、対象者１人につき１回限りとする。

2　シニアカー及び特定小型原動機付自転車の両方について補助金の交付を受けることはできないものとする。

3　既に他の制度により同一のシニアカー等について補助金等の交付を受けているとき、又は受ける予定があるときは、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、シニアカー等を購入する前に、舟橋村シニアカー等購入費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

⑴　見積書の写し（車両本体価格が確認できるもの）

⑵　購入予定車両のカタログ等の写し（第２条に規定する要件を満たすことが確認できるもの）

⑶　申請者の本人確認書類の写し（運転免許証又は個人番号カードなど）

⑷　特定小型原動機付自転車を購入する場合は、型式認定番号又は性能等確認済シールの写し等（道路運送車両の保安基準適合が確認できるもの）

⑸　その他村長が必要と認める書類

2　村長は、申請者に対し、対象車両の安全な利用に関する講習の受講を推奨することができる。

（交付の決定及び通知）

第８条　村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、舟橋村シニアカー等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により 申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条　前条の規定により交付決定を受けた者は、シニアカー等の購入後、速やかに舟橋村シニアカー等購入費補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて村長に補助金の請求をするものとする。

(1)　領収書の写し（購入日、購入金額及び購入先が明記されているもの）

(2)　購入したシニアカー等の全体が確認できる写真

(3)　標識交付証明書の写し（特定小型原動機付自転車の場合に限る。）

(4)　保証書又は取扱説明書の写し（車台番号等が確認できるもの）

(5)　自動車損害賠償責任保険証明書の写し（特定小型原動機付自転車の場合に限る。）

(6)　その他村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第10条　村長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第11条　補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった対象車を、3年の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、売却、交換、貸付け又は担保に供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、あらかじめ村長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条　村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(3)　前条第1項の規定に反する行為があったとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、村長が不適当と認めたとき。

（安全利用の推進）

第13条　村長は、シニアカー等の安全な利用を促進するため、交通安全講習会の開催その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2　補助金の交付を受けた者は、シニアカー等を利用するに当たり、交通法規を遵守し、安全な運転に努めなければならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号(第７条関係)

舟橋村シニアカー等補助金交付申請書

［別紙参照］

様式第２号(第８条関係)

舟橋村シニアカー等購入費補助金交付（不交付）決定通知書

［別紙参照］

様式第３号(第９条関係)

舟橋村シニアカー等購入費補助金実績報告書兼請求書

［別紙参照］

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）舟橋村長

申請者　住　　所
氏　　名
生年月日
電話番号

舟橋村シニアカー等購入費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、舟橋村シニアカー等購入費補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

種　　別	□ハンドル形電動車いす（シニアカー） □特定小型原動機付自転車
購入予定年月日	年　　月　　日
購入見積総額	円
補助金交付申請額	円
添付書類	①　見積書の写し（車両本体価格が確認できるもの） ②　購入予定車両のカタログの写し ③　申請者の本人確認書類の写し ④　型式番号又は性能等確認済シールの写し等 （※④は特定小型原動機付自転車の場合）

様式第２号（第８条関係）

舟発第　　号
年　　月　　日

様

舟橋村長

舟橋村シニアカー等購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった舟橋村シニアカー等補助金の交付については、次のとおり決定したので、舟橋村シニアカー等購入費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　決定

交付金の額	金　　円

２　却下

却下理由	

様式第３号（第９条関係）

（表）

年　　月　　日

（宛先）舟橋村長

申請者　住　　所
氏　　名
生年月日
電話番号

舟橋村シニアカー等購入費補助金実績報告書兼請求書

年　　月　　日付け、舟発第　　号で交付決定のあった舟橋村シニアカー等購入費補助金について、舟橋村シニアカー等購入費補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

記

１　実績報告

種　　別	□ハンドル形電動車いす（シニアカー） □特定小型原動機付自転車
購入年月日	年　　月　　日
購入費用	円
補助金請求額	円
添付書類	①　領収書の写し（購入日、購入金額及び購入先が明記されているもの） ②　購入したシニアカー等の全体が確認できる写真 ③　標識交付証明書の写し ④　保証書又は取扱説明書の写し（車台番号等が確認できるもの） ⑤　自動車損害賠償責任保険証明書の写し ⑥　その他村長が必要と認める書類 （※③⑤は特定小型原動機付自転車の場合に限る）

（裏）

２　振込先

<table>
<tr><td>金融機関名</td><td colspan="2">銀行
金庫
農協</td><td>支店名</td><td colspan="2">支店
支所
出張所</td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td colspan="2">普通　・　当座</td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">フリガナ

口座名義人</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>ゆうちょ銀行</td><td>記号</td><td></td><td>番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>